

## 発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、アスペルガー症候群など発達障害への対応が緊急の課題になっている。発達障害は、低年齢で現れることが多く、文部科学省の調査では、小・中学生全体の6%に上る可能性があるとされている。

平成16年12月、「発達障害者支援法」が制定され、本年4月から施行されるが、この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援等について必要な措置を講じるよう示されている。

発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労に至るまで一貫した支援策が必要であり、そのためには、教育、保健、就労を所管する関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じ適切な対応を行うことが必要である。

国は、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしているが、よりきめ細かな支援対策を実施するためには、市区町村の役割が極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められる。

よって、羽村市議会は政府に対し、下記の事項について早期に実施するよう強く要請する。

### 記

- 1 発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度や就学時健診制度を確立するための指導・助言その他技術的援助を行うこと。
- 2 保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業における発達障害児の受け入れに対する支援体制の整備を図ること。
- 3 発達障害者のための就労の確保や、雇用支援を図ること。
- 4 専門医の養成並びに人材の確保を図ること。
- 5 発達障害児（者）の福祉の増進のため、意識啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年3月24日

東京都羽村市議会議長 川崎 明夫

文部科学大臣 }  
厚生労働大臣 } 宛